

報告第 125 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 1 月 21 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書


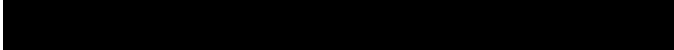
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 12 月 10 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金89,760円也
- 3 損害賠償の原因

盛岡城跡公園内の樹木の枝が隣接する民間駐車場へ越境し、相手方所有の車両に樹液が垂れて車両塗装を損傷したことによる。

報告第 126 号

専決処分^の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 1 月 21 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 1 月 5 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金25,200円也
- 3 損害賠償の原因

令和 3 年 9 月 4 日、盛岡市上太田中屋敷地内において、市道下太田上太田 2 号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車両を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第127号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和4年1月21日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書



損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年1月5日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金 9,380円也
- 3 損害賠償の原因

令和3年10月23日、盛岡市八幡町地内において、市道中ノ橋通一丁目八幡町線を自動車で走行中、道路上の破損したブロックに車輪を乗り上げ、車両を損傷したことによる。

報告第 128 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 1 月 21 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

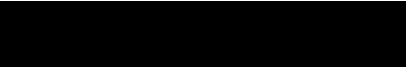
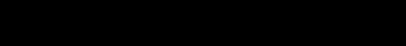
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 1 月 5 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金 7,700円也
- 3 損害賠償の原因

令和 3 年 10 月 29 日、盛岡市本宮三丁目地内において、市道本宮 230 号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第129号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和4年1月21日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明



専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年1月5日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて
次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金 7,632円也
- 3 損害賠償の原因

令和3年11月2日、盛岡市上厨川字下村地内において、市道土淵上厨川線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 130 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 1 月 21 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 1 月 5 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金39,901円也
- 3 損害賠償の原因

令和 3 年 11 月 10 日、盛岡市飯岡新田 6 地割地内において、市道津志田下飯岡 4 号線を自動車で行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 131 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 1 月 21 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書


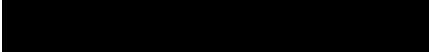
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 1 月 5 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金66,088円也
- 3 損害賠償の原因

令和 3 年 11 月 13 日、盛岡市北飯岡二丁目地内において、市道本宮下飯岡 3 号線を自動車で行中、舗装と道路側溝の段差に車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 132 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 1 月 21 日 提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 1 月 5 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金95,896円也
- 3 損害賠償の原因

令和 3 年 11 月 15 日、盛岡市上厨川字前瀧地内において、市道上厨川45号線を自動車で行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 133 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 1 月 21 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 1 月 5 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金49,454円也
- 3 損害賠償の原因

令和 3 年 11 月 17 日、盛岡市本宮字蛇屋敷地内において、市道西仙北上太田 1 号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 134 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 1 月 21 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書



損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 1 月 5 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金16,170円也
- 3 損害賠償の原因

令和 3 年 11 月 19 日、盛岡市八幡町地内において、市道中ノ橋通一丁目八幡町線を自動車で行中、道路上の破損したブロックに車輪を乗り上げ、車両を損傷したことによる。

報告第135号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和4年1月21日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年1月5日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
- 2 損害賠償の額 金14,800円也
- 3 損害賠償の原因

令和3年11月24日、盛岡市上太田蔵戸地内において、市道下太田上太田3号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車両を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第136号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和4年1月21日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年1月5日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金30,131円也
- 3 損害賠償の原因

令和3年11月26日、盛岡市乙部5地割地内において、市道門前2号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 137 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 1 月 21 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

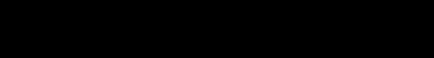

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 1 月 5 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて
次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金 102,150円也
- 3 損害賠償の原因

令和 3 年 11 月 26 日、盛岡市飯岡新田 6 地割地内において、市道盛南線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 138 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 1 月 21 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 1 月 5 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金15,323円也
- 3 損害賠償の原因

令和 3 年 12 月 2 日、盛岡市上太田蔵戸地内において、市道下太田上太田 3 号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車両を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 139 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 1 月 21 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 1 月 5 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金 9,416円也
- 3 損害賠償の原因

令和 3 年 12 月 4 日、盛岡市飯岡新田 6 地割地内において、市道津志田下飯岡 4 号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車両を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第140号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和4年1月21日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書



損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年1月7日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金 208,700円也
- 3 損害賠償の原因

令和2年10月10日、盛岡市上厨川字下川原地内において、市道上厨川18号線を自動車で走行中、道路上の段差に車両下部がぶつかり、車両を損傷したことによる。

報告第 141 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 1 月 21 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

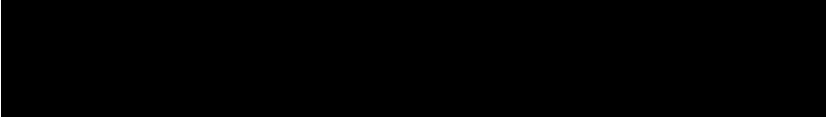
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 1 月 7 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 盛岡市開運橋通 3 番 47 号
氏名 
- 2 損害賠償の額 金13,596円也
- 3 損害賠償の原因

令和 3 年 5 月 25 日、盛岡市西松園一丁目地内において、市道東黒石野東松園四丁目線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第142号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和4年1月21日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書


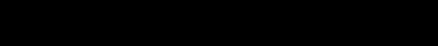
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年1月7日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金 6,356円也
- 3 損害賠償の原因

令和3年12月7日、盛岡市上厨川字幅地内において、市道土淵上厨川線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 143 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 1 月 21 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

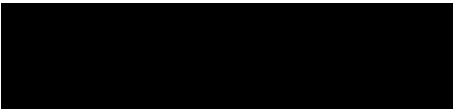
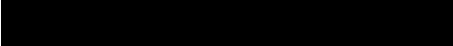
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 1 月 11 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金 4,521円也
- 3 損害賠償の原因

令和 3 年 10 月 30 日、盛岡市上米内字庄ヶ畑地内において、市道北松園四丁目小鳥沢線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 144 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 1 月 21 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明


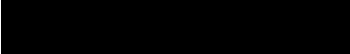
専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 1 月 11 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて
次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金37,422円也
- 3 損害賠償の原因

令和 3 年 12 月 1 日、盛岡市津志田14地割地内において、市道岩手飯岡駅前通線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第145号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和4年1月21日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年1月11日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金15,760円也
- 3 損害賠償の原因

令和3年12月3日、盛岡市上太田蔵戸地内において、市道下太田上太田3号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。